

「鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する申合せ」
における学位論文審査委員の登録方法について

鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する申合せ（平成 16 年 4 月 1 日研究科長裁定、平成 21 年 2 月 13 日一部改正）第 7 項の学位論文審査委員の登録方法について、以下のとおり定める。

（平成 21 年 12 月 18 日 代議委員会決定）

（平成 25 年 2 月 1 日 一 部 改 正）

1. 鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文審査に際し、連合農学研究科所属教員以外の専門分野の人材確保を目的として、指導教員以外の審査委員会委員のうち 1 名については、構成大学の教員の中から予め学位論文審査委員資格者として登録した者を選出することができることと規定している。
2. 前項の「構成大学の教員」とは、鹿児島大学大学院連合農学研究科に所属していない構成大学教員で、かつ所属研究科（博士課程）において主指導教員資格を取得している者をいう。
3. 構成大学の教員の中から選出した学位論文審査委員資格者を、他の審査委員と区別するため「登録委員」という。
4. 登録委員候補者の推薦受付は年 1 回行うこととし、5 月末日を受付期限とする。
5. 各専攻・連合講座において登録委員を必要とする場合は、当該代議委員から連合農学研究科長に申し出る。
6. 連合農学研究科長は、代議委員会で登録委員の必要性を審議し、承認された後、登録委員候補者及びその所属長の内諾を得る。
7. 登録委員候補者及びその所属長からの内諾を得た後、代議委員会において、当該代議委員から提出された①推薦理由書、②履歴書（別紙様式 1）、③教育研究業績一覧（別紙様式 2）に基づき審査し、承認された場合は、登録委員として登録する。
8. 連合農学研究科長は、前項に基づき、登録委員候補者及びその所属長に登録委員として承認されたことの通知を行う。
9. 登録委員の資格審査は、代議委員会で 7 月末日までに行い、9 月開催の研究科教授会に報告するものとする。
10. 登録委員が学位論文審査を行った場合は、審査協力費（教育研究費）を配分し、旅費を伴う場合は併せて旅費も支給する。
11. 登録委員の任期は特に設けないが、継続の可否を年 1 回 3 月開催の代議委員会で審議することとする。
12. その他必要が生じた場合は、その都度代議委員会で審議するものとする。

(別紙様式1)

[学位論文審査委員登録用]

(別紙様式2)

[学位論文審査委員登録用]

履 歴 書

氏名 (ふりがな) :
生 年 月 日 :
現 住 所 :
所 属 連 絡 先 :

学歴 (年月・事項を分けて)

職歴 (年月・事項を分けて)

所属学会名 :

学会等における活動等 (年月・事項を分けて)

公募研究費の受給状況等 (年月・事項を分けて)

賞罰 (年月・事項を分けて)

その他 (所属研究科での研究指導教員資格取得年月)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
氏名 印

教育研究業績一覧

年 月 日
氏名 印

「論文I」

「著書」